

岐阜県公報

第 百 八 十 八 号
令 和 三 年 三 月 二 十 三 日

(金 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県民ふれあい会館条例施行規則の一部を改正する規則	(文化創造課) 一五八 ^ペ
ぎふ清流文化プラザ条例施行規則の一部を改正する規則	(同) 一五八
飛騨・世界生活文化センター条例施行規則の一部を改正する規則	(同) 一五八
岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則	(国民健康保険課) 一五九
岐阜県療育手帳に関する規則の一部を改正する規則	(障害福祉課) 一五九
ソフトピアジャパンセンター条例施行規則の一部を改正する規則	(産業技術課) 一五九
岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	(県産材流通課) 一六〇
岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	(都市政策課) 一六〇
岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	(建築指導課) 一六〇
岐阜県建築基準法に基づく意見の聴取規則の一部を改正する規則	(同) 一六九
岐阜県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則	(同) 一六九
岐阜県都市計画法施行細則の一部を改正する規則	(同) 一六九
岐阜県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(同) 一七〇

告 示

道路の区域変更	(道路維持課) 一七〇
道路の供用開始	(同) 一七〇
土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課) 一七一
土砂災害特別警戒区域の指定	(同) 一七四
都市計画下水道事業の変更認可 (公共下水道)	(下水道課) 一七七
岐阜県土木関係手数料徴収条例別表第一十八の三の表一の項第一号及び二の項第一号に規定する方法に関する告示の一部改正	(建築指導課) 一七八
岐阜県土木関係手数料徴収条例別表第一十八の四の表二の項第一号及び三の項第一号の知事が定める方法に関する告示の一部改正	(同) 一七九
岐阜県土木関係手数料徴収条例別表第一十八の四の表四の項第一号の知事が定める方法に関する告示の一部改正	(同) 一七九
公 示	
土地改良区の設立認可	(農地整備課) 一七九
土地改良区役員の退任及び就任	(岐阜農林事務所) 一七九
土地改良区の定款の変更認可	(同) 一八〇

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火 曜 日)
(金 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る)
(と き は 翌 日)

令 和 三 年 三 月 二 十 三 日

規 則

岐阜県県民ふれあい会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十五号

岐阜県県民ふれあい会館条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県県民ふれあい会館条例施行規則（平成六年岐阜県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

別記第四号様式の二中「甲」を削る。

別記第五号様式の二中

「申請者が18歳未満の場合は、保護者の同意が必要です。申請の際保護者の方が自署し、及び押印してください。」

保護者同意欄	ふりがな	保護者印
	氏 名	

を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

ぎふ清流文化プラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十六号

ぎふ清流文化プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

ぎふ清流文化プラザ条例施行規則（平成六年岐阜県規則第九十号）の一部を次のよう

に改正する。

別記第三号様式の二中「甲」を削る。

別記第四号様式の二中

「申請者が18歳未満の場合は、保護者の同意が必要です。申請の際保護者の方が自署し、及び押印してください。」

保護者同意欄	ふりがな	保護者印
	氏 名	

を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

飛騨・世界生活文化センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十七号

飛騨・世界生活文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

飛騨・世界生活文化センター条例施行規則（平成十三年岐阜県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

別記第四号様式の二中「甲」を削る。

別記第五号様式の二中「飛騨・世界生活文化センター指定管理者」を「飛騨・世界生活文化センター指定管理者」とする。

「申請者が18歳未満の場合は、保護者の同意が必要です。申請の際保護者の方が自署し、及び押印してください。」

保護者同意欄	ふりがな	保護者印
	氏 名	

を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十八号

岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則（平成二十年岐阜県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「甲」を削る。

別記第二号の二様式中「甲」を削り、「附則第2項の規定により」を「附則第2項において」に改める。

別記第四号様式及び別記第九号様式から別記第十一号様式までの規定中「甲」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県療育手帳に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十三日

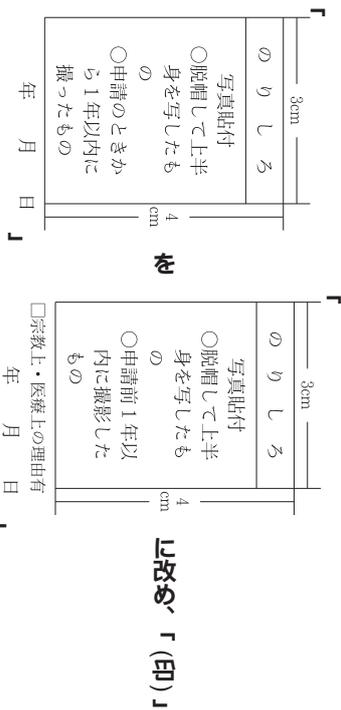
岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十九号

岐阜県療育手帳に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県療育手帳に関する規則（平成十二年岐阜県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式表面中「写真貼付」及び「甲」を削る。



を削り、「申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする」を「貼付する写真は、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布などで覆うことができる」に改める。

別記第四号様式中「（印）」及び「氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別記第一号様式により交付されている療育手帳は、この規則による改正後の別記第一号様式により交付された療育手帳とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別記第二号様式及び別記第四号様式により作成されている用紙（以下「旧用紙」といふ。）がある場合においては、この規則による改正後のこれらの規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

ソフトピアジャパンセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十号

ソフトウェアジャパンセンター条例施行規則の一部を改正する規則

ソフトウェアジャパンセンター条例施行規則（平成八年岐阜県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

別記第七号様式中「印」を削る。

別記第九号様式中「及び押印し」を削る。

「 和信書印 」	「 を 」
----------------	-------------

に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十一号

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十五年岐阜県規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「し、各人の確認印を押印」を削り、同条第三項中「受け取った」を「取れた」に改める。

別記第一号様式中「氏名」を「氏名」に、「規定に基づき」を「規定により」に改める。

別記第三号様式中「署名」を「よひ」に改め、「印」を削り、「関係機関」を「関係機関」に改める。

別記第六号様式中「署名」を「よひ」に、「申込み」を「申し込み」に改める。

を削り、「融資機関が」を「融資機関が」に改める。

別記第七号様式中「印」を削り、「岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則」を「岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則」に、「申請」を「申請」に改める。

別記第九号様式及び別記第十一号様式中「印」を削る。

別記第十一号様式（図表を添へ）中「印」を削り、同条第五号中「電子債権記録機関より」を「電子債権記録機関から」に、「改良、造成」を「改良され、造成され」に、「丙より」を「丙から」に、「場合においても」を「ときにおいても」に改める。

別記第十三号様式中「印」を削り、「確認を」を「確認を」に、「責任者」を「責任者氏名」に改め、「印」を削る。

別記第十四号様式、別記第十五号様式及び別記第十七号様式中「印」を削る。

別記第十九号様式中「及び」を「、」に改め、「印」を削る。

別記第二十号様式、別記第二十一号様式及び別記第二十三号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

令和三年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十二号

岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則（平成十年岐阜県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第四号様式から別記第六号様式までの規定中「法人にあっては、その」を「法人にあっては、その」に改める。

別記第六号様式中「署名」を「よひ」に改め、「印」を削り、「関係機関」を「関係機関」に改める。

別記第六号様式中「署名」を「よひ」に、「申込み」を「申し込み」に改める。

岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十二号

岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県建築基準法施行細則（昭和二十六年岐阜県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「の市町村の」を「に規定する」に改め、同条第二項中「前項」の下に「の規定」を加える。

第十一条第二項中「規定による」を削り、「なおつては、その旨を公告し、かつ」を「は」に改める。

第十五条第一項中（認定申請日から一月以内に発行されたものに限る。）を削り、同条第二項第二号中（認定申請日から一月以内に発行されたものに限る。）を削り、同項第四号中「前各号」を「前三号」に改め、同条第三項及び第四項中（認定申請日から一月以内に発行されたものに限る。）を削る。

第十六条第一項中「第十一条の四第一項」を「第十一条の三第一項」に改め、同条第三項中「の各号」を削り、同項第二号中「係員」を「係員」に「行なつ」を「行つ」に改める。

別記第一号様式中「岐阜県知事」を「 建築事務所長」に改め、「㊦」を削り、「第 4 条第 1 項」を「第 4 条第 1 項」に改め、同様注第 3 号を削る。

別記第二号様式中「岐阜県知事」を「 建築事務所長」に改め、「㊦」を削り、同様式記入上の注意中「一切」を「一切」に改め、同様式記入上の注意第一号中「中用給地域欄」を「ナ」に「防火地域」を「同欄」及び「改め」同様式記入上の注意第二号中「申請建築物」を「申請建築物」に改め、同様式記入上の注意第三号中「群籍」を「群籍」に改め、同様式記入上の注意第四号中「予定工期」を「予定工期」に改め、同様式記入上の注意第五号中「記入」を「記入」に改め、同様式記入上の注意第六号を削る。

別記第四号様式中「氏名」を「氏名」に改め、同様式注を次のように改める。
注 印欄は、記入しないでください。

別記第五号様式中「氏名」を「氏名」に改め、同様式注を次のように改める。

注 印欄は、記入しないでください。
別記第六号様式中「㊦」を削り、同様式注を次のように改める。
注 印欄は、記入しないでください。

別記第八号様式中「岐阜県知事」を「 建築事務所長」に改め、「㊦」を削り、「の規定による」を「に規定する」に改め、同様式注を次のように改める。
注 印欄は、記入しないでください。

別記第六号様式中「岐阜県知事」を「 建築事務所長」に改め、「㊦」を削り、「の規定による」を「に規定する」に改め、同様式注を次のように改める。
注 印欄は、記入しないでください。

別記第十号様式中「岐阜県知事」を「 建築事務所長」に改め、「㊦」を削り、
「

所長	課長	係長	主任
----	----	----	----

」を「

--	--	--	--

」に改め、同様式注を次のように改める。

別記第十一号様式中「㊦」を削り、同様式注第 2 及び「2 欄及び」に「該当」を「、該当」に改め、同様式注第 3 号中「9、10」を「9 欄、10 欄」に「協定」を「、協定」に改め、同様式注第 5 号を削る。

別記第十三号様式中「㊦」を削り、同様式注を次のように改める。
注 印欄は、記入しないでください。

別記第十四号様式中「㊦」を削り、同様式注を次のように改める。
注 印欄は、記入しないでください。

別記第十五号様式中「岐阜県知事」を「 建築事務所長」に改め、「㊦」を削る。

注 印欄は、記入しないでください。

り、

	所長	課長	係長	主任
--	----	----	----	----

を

--

に改め、同様式注

を次のように改める。

併 印欄は、記入しないでください。

別記第十六号様式から別記第十八号様式までを次のように改める。

第 1 6 号様式 (第 2 4 条関係)



交通上、安全上、防火上及び衛生上について支障がない旨の認定申請書

年 月 日

建築事務所長 様

申請者 住所
氏名

(法人にあつては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話 () -

岐阜県建築基準条例第 条 ただし書の規定により、下記のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1	代理者住所・氏名	電話 () -					
2	敷地の位置	地名地番					
		用途地域					
		防火地域	防火・準防火・指定なし	その他の地域・地区			
3	建築物及び敷地の概要	主要用途			工事種別		
		敷地面積			構造		
			申請部分	申請以外の部分	合計	敷地面積との比	
		建築面積					
		延べ面積					
4	申請理由						
※	市町村受付	※	県 受 付	※	決 裁 欄	※	通 知
							※ 原本照合

注 ※印欄は、記入しないでください。

副

交通上、安全上、防火上及び衛生上について支障がない旨の認定通知書

岐阜県指令 第 号

申請者 住所
氏名

岐阜県建築基準条例第 条 ただし書の規定により、下記のとおり認定したので通知します。

年 月 日

岐阜県 建築事務所長

印

1	代理者住所・氏名	電話 () -			
2	敷地の位置	地名地番			
		用途地域			
		防火地域	防火・準防火・指定なし	その他の地域・地区	
3	建築物及び敷地の概要	主要用途			工事種別
		敷地面積			構造
			申請部分	申請以外の部分	合計
		建築面積			敷地面積との比
		延べ面積			
4	申請理由				
5	備考				

第 1 7 号様式 (第 2 4 条関係)



交通上及び安全上について支障がない旨の認定申請書

年 月 日

建築事務所長 様

申請者 住所
氏名
(法人にあつては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話 () -

岐阜県建築基準条例第19条 ただし書の規定により、下記のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1 代理者住所・氏名		電話 () -			
2 敷地の位置	地名地番				
	用途地域				
	防火地域	防火・準防火・指定なし	その他の地域・地区		
3 建築物及び敷地の概要	主要用途			工事種別	
	敷地面積			構造	
		申請部分	申請以外の部分	合計	敷地面積との比
	建築面積				
	延べ面積				
4 申請理由					
※ 市町村受付	※ 県 受 付	※ 決 裁 欄		※ 通 知	
				※ 原 本 照 合	

注 ※印欄は、記入しないでください。

副

交通上及び安全上について支障がない旨の認定通知書

岐阜県指令 第 号

申請者 住所
氏名

岐阜県建築基準条例第19条 ただし書の規定により、下記のとおり認定した
ので通知します。

年 月 日

岐阜県 建築事務所長

印

1	代理者住所・氏名	電話 () -			
2	敷地の位置	地名地番			
		用途地域			
		防火地域	防火・準防火・指定なし	その他の地域・地区	
3	建築物及び敷地の概要	主要用途			工事種別
		敷地面積			構造
			申請部分	申請以外の部分	合計
		建築面積			敷地面積との比
		延べ面積			
4	申請理由				
5	備考				

第18号様式 (第24条関係)



特別な配慮を要する特殊建築物の制限の緩和認定申請書

年 月 日

建築事務所長 様

申請者 住所
氏名

(法人にあつては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話 () -

岐阜県建築基準条例第28条第 号の規定により、下記のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1 代理者住所・氏名		電話 () -			
2 敷地の位置	地名地番				
	用途地域				
	防火地域	防火・準防火・指定なし	その他の地域・地区		
3 建築物及び敷地の概要	主要用途			工事種別	
	敷地面積			構造	
		申請部分	申請以外の部分	合計	敷地面積との比
	建築面積				
	延べ面積				
4 申請理由					
※ 市町村受付	※ 県 受 付	※ 決 裁 欄		※ 通 知	
				※ 原 本 照 合	

注 ※印欄は、記入しないでください。

副

特別な配慮を要する特殊建築物の制限の緩和認定通知書

岐阜県指令 第 号

申請者 住所
氏名

岐阜県建築基準条例第28条第 号の規定により、下記のとおり認定したので
通知します。

年 月 日

岐阜県 建築事務所長

印

1	代理者住所・氏名	電話 () -			
2	敷地の位置	地名地番			
		用途地域			
		防火地域	防火・準防火・指定なし	その他の地域・地区	
3	建築物及び敷地の概要	主要用途			工事種別
		敷地面積			構造
			申請部分	申請以外の部分	合計
		建築面積			敷地面積との比
		延べ面積			
4	申請理由				
5	備考				

なお、その関係図面は、令和三年三月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		道路の種類	
路線名		路線名	
区 間		区 間	
区域	変更	区域	変更
敷地の幅員	延長	敷地の幅員	延長
備考		備考	
前	後	前	後
一六・三・七	一六・三・八	一六・三・七	一六・三・八
二四・五	二四・五	二四・五	二四・五

岐阜県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するのて告示する。

なお、その関係図面は、令和三年三月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		道路の種類	
路線名		路線名	
区 間		区 間	
延長	敷地の幅員	延長	敷地の幅員
備考		備考	
前	後	前	後
一六・三・七	一六・三・八	一六・三・七	一六・三・八
二四・五	二四・五	二四・五	二四・五

岐阜県告示第百二十三号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
東洞1	瑞浪市日吉町東洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北堂ヶ洞1	瑞浪市日吉町北堂ヶ洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北堂ヶ洞2	瑞浪市日吉町北堂ヶ洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鴨ノ巣1	瑞浪市日吉町鴨ノ巣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中洞1	瑞浪市日吉町中洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉原1	瑞浪市日吉町吉原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
千原1	瑞浪市日吉町千原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蛭子1	瑞浪市日吉町蛭子	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川原田1	瑞浪市日吉町川原田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
久保屋1	瑞浪市日吉町久保屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田畑1	瑞浪市日吉町田畑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
垣外1	瑞浪市日吉町垣外	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
常道1	瑞浪市日吉町常道	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大敷1	瑞浪市日吉町大敷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大敷2	瑞浪市日吉町大敷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
祖師田1	瑞浪市日吉町祖師田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

順禮堂 1 沢	瑞浪市土岐町順禮堂	次の図のとおり	土石流
城山 2 沢	瑞浪市土岐町城山	次の図のとおり	土石流
櫻木 1 沢	瑞浪市釜戸町櫻木	次の図のとおり	土石流
砂田 1 沢	瑞浪市釜戸町砂田	次の図のとおり	土石流
赤土 1 沢	瑞浪市釜戸町赤土	次の図のとおり	土石流
戸井ヶ 2 沢	瑞浪市釜戸町井ヶ沢	次の図のとおり	土石流
中畑 1 沢	瑞浪市釜戸町中畑	次の図のとおり	土石流
下大久後 1 沢	瑞浪市釜戸町下大久後	次の図のとおり	土石流
白倉 22 沢	瑞浪市日吉町南垣外	次の図のとおり	土石流
南垣外 7 沢	瑞浪市日吉町石神	次の図のとおり	土石流
白倉 21 沢	瑞浪市日吉町道城	次の図のとおり	土石流
白倉 20 沢	瑞浪市日吉町小喜曾	次の図のとおり	土石流
常柄 10 沢	瑞浪市日吉町常道	次の図のとおり	土石流
白倉 19 沢	瑞浪市日吉町堤洞	次の図のとおり	土石流
白倉 18 沢	瑞浪市日吉町堤洞	次の図のとおり	土石流
白倉 沢	瑞浪市日吉町東寺、沢名、堤洞	次の図のとおり	土石流
白倉 14 沢	瑞浪市日吉町本林	次の図のとおり	土石流
猿爪 13	瑞浪市陶町猿爪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
入ヶ洞 1	瑞浪市陶町水上入ヶ洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
梅ノ木 1	瑞浪市陶町水上梅ノ木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
細久手 7	瑞浪市陶町猿爪細久手	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
十三塚 2	瑞浪市陶町大川十三塚	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西蔵 1	瑞浪市稲津町小里西蔵	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鹿飛 1	瑞浪市稲津町小里鹿飛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮ヶ根 1	瑞浪市稲津町小里宮ヶ根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ノ力坂 1	瑞浪市稲津町小里ノ力坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

務所及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。
 (「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県多治見土木事

中ノ草 1	瑞浪市陶町猿爪中ノ草	次の図のとおり	土石流
西ヶ洞 2	瑞浪市陶町猿爪西ヶ洞	次の図のとおり	土石流
梅ノ木 2 沢	瑞浪市陶町水上梅ノ木	次の図のとおり	土石流
田ノ尻 2 沢	瑞浪市陶町水上田ノ尻	次の図のとおり	土石流
水洗 4	瑞浪市稲津町萩原水洗	次の図のとおり	土石流
ナギ下 1 沢	瑞浪市稲津町小里ナギ下	次の図のとおり	土石流
池ノ表 1 沢	瑞浪市稲津町小里池ノ表	次の図のとおり	土石流
井ノ上 1 沢	瑞浪市稲津町小里井ノ上	次の図のとおり	土石流
白坂 1 沢	瑞浪市稲津町小里白坂	次の図のとおり	土石流
中根 1 沢	瑞浪市稲津町小里中根	次の図のとおり	土石流
十三塚 1 沢	瑞浪市陶町大川十三塚	次の図のとおり	土石流
水洞 2 沢	瑞浪市山田町水洞	次の図のとおり	土石流
水洞 1 沢	瑞浪市山田町水洞	次の図のとおり	土石流
山本 1 沢	瑞浪市山田町山本	次の図のとおり	土石流
益ヶ洞 1 沢	瑞浪市山田町益ヶ洞	次の図のとおり	土石流
柄石 1 沢	瑞浪市明世町月吉柄石	次の図のとおり	土石流
桜堂 7 沢	瑞浪市土岐町桜堂	次の図のとおり	土石流
大洞 6 沢	瑞浪市土岐町大洞	次の図のとおり	土石流
上奥名 1 沢	瑞浪市土岐町上奥名	次の図のとおり	土石流
下奥名 2 沢	瑞浪市土岐町下奥名	次の図のとおり	土石流
霧澤 1 沢	瑞浪市土岐町霧澤	次の図のとおり	土石流
上二ツ岩 1 沢	瑞浪市土岐町上二ツ岩	次の図のとおり	土石流

岐阜県告示第百二十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

大栗毛南	不破郡関ヶ原町関ヶ原	次の図のとおり	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
玉谷出	不破郡関ヶ原町玉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
秋葉 2	不破郡関ヶ原町関ヶ原	次の図のとおり	土石流
大高 2	不破郡関ヶ原町関ヶ原	次の図のとおり	土石流
野上苧畑	不破郡関ヶ原町野上	次の図のとおり	土石流
今須大谷口	不破郡関ヶ原町今須	次の図のとおり	土石流
今須薬師山	不破郡関ヶ原町今須	次の図のとおり	土石流
今須小谷上	不破郡関ヶ原町今須	次の図のとおり	土石流
今須門間ヶ谷 2	不破郡関ヶ原町今須	次の図のとおり	土石流
今須中村谷口	不破郡関ヶ原町今須	次の図のとおり	土石流
今須出口ノ上 1	不破郡関ヶ原町今須	次の図のとおり	土石流
今須出口ノ上 2	不破郡関ヶ原町今須	次の図のとおり	土石流
今須川西の谷北	不破郡関ヶ原町今須	次の図のとおり	土石流
今須川西の谷南	不破郡関ヶ原町今須	次の図のとおり	土石流
今須堀畑上	不破郡関ヶ原町関ヶ原	次の図のとおり	土石流
今須寺ノ上	不破郡関ヶ原町今須	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県大垣土木事務所及び関ヶ原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百二十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

東洞 1	瑞浪市日吉町東洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北堂ヶ洞 1	瑞浪市日吉町北堂ヶ洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北堂ヶ洞 2	瑞浪市日吉町北堂ヶ洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鴨ノ巣 1	瑞浪市日吉町鴨ノ巣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中洞 1	瑞浪市日吉町中洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉原 1	瑞浪市日吉町吉原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
千原 1	瑞浪市日吉町千原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蛭子 1	瑞浪市日吉町蛭子	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川原田 1	瑞浪市日吉町川原田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
久保屋 1	瑞浪市日吉町久保屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田畑 1	瑞浪市日吉町田畑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
垣外 1	瑞浪市日吉町垣外	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
常道 1	瑞浪市日吉町常道	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

区域の名称 区域の所在地 区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

大洞 6 沢	上奥名 1 沢	下奥名 2 沢	霜澤 1 沢	上二ツ岩 1 沢	櫻木 1 沢	砂田 1 沢	赤土 1 沢	戸井ヶ 2 沢	中畑 1 沢	下大久後 1 沢	白倉 22 沢	白倉 18 沢	白倉 沢	猿爪 13	入ヶ洞 1	梅ノ木 1	細久手 7	十三塚 2	西蔵 1	鹿飛 1	宮ヶ根 1	ノガ坂 1	河岸 1	池ノ表 1	中根 1
瑞浪市土岐町大洞	瑞浪市土岐町上奥名	瑞浪市土岐町下奥名	瑞浪市土岐町霜澤	瑞浪市土岐町上二ツ岩	瑞浪市釜戸町櫻木	瑞浪市釜戸町砂田	瑞浪市釜戸町赤土	瑞浪市釜戸町井ヶ沢	瑞浪市釜戸町中畑	瑞浪市釜戸町下大久後	瑞浪市日吉町南垣外	瑞浪市日吉町堤洞	堤洞	瑞浪市陶町猿爪	瑞浪市陶町水上入ヶ洞	瑞浪市陶町水上梅ノ木	瑞浪市陶町猿爪細久手	瑞浪市陶町大川十三塚	瑞浪市稲津町小里西蔵	瑞浪市稲津町小里鹿飛	瑞浪市稲津町小里宮ヶ根	瑞浪市稲津町小里ノガ坂	瑞浪市稲津町小里河岸	瑞浪市稲津町小里池ノ表	瑞浪市稲津町小里中根
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

大栗毛南	不破郡関ヶ原町関ヶ原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

区域の名称 区域の所在地
 大栗毛南 不破郡関ヶ原町関ヶ原

次の図のとおり
 急傾斜地の崩壊

区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

令和三年三月二十三日
 岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第百二十六号
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。

柄石 1 沢	瑞浪市明世町月吉柄石	次の図のとおり	土石流
益ヶ洞 1 沢	瑞浪市山田町益ヶ洞	次の図のとおり	土石流
水洞 1 沢	瑞浪市山田町水洞	次の図のとおり	土石流
水洞 2 沢	瑞浪市山田町水洞	次の図のとおり	土石流
十三塚 1 沢	瑞浪市陶町大川十三塚	次の図のとおり	土石流
白坂 1 沢	瑞浪市稲津町小里白坂	次の図のとおり	土石流
井ノ上 1 沢	瑞浪市稲津町小里井ノ上	次の図のとおり	土石流
ナギ下 1 沢	瑞浪市稲津町小里ナギ下	次の図のとおり	土石流
水洗 4	瑞浪市稲津町萩原水洗	次の図のとおり	土石流
梅ノ木 2 沢	瑞浪市陶町水上梅ノ木	次の図のとおり	土石流
西ヶ洞 2	瑞浪市陶町猿爪西ヶ洞	次の図のとおり	土石流
中ノ草 1	瑞浪市陶町猿爪中ノ草	次の図のとおり	土石流

玉谷出	不破郡関ヶ原町玉	次の図のとおり	土石流
秋葉2	不破郡関ヶ原町関ヶ原	次の図のとおり	土石流
大高2	不破郡関ヶ原町関ヶ原	次の図のとおり	土石流
野上苜畑	不破郡関ヶ原町野上	次の図のとおり	土石流
今須大谷口	不破郡関ヶ原町今須	次の図のとおり	土石流
今須薬師山	不破郡関ヶ原町今須	次の図のとおり	土石流
今須小谷上	不破郡関ヶ原町今須	次の図のとおり	土石流
今須門間ヶ谷2	不破郡関ヶ原町今須	次の図のとおり	土石流
今須中村谷口	不破郡関ヶ原町今須	次の図のとおり	土石流
今須出口ノ上1	不破郡関ヶ原町今須	次の図のとおり	土石流
今須川西の谷北	不破郡関ヶ原町今須	次の図のとおり	土石流
今須川西の谷南	不破郡関ヶ原町今須	次の図のとおり	土石流
今須堀畑上	不破郡関ヶ原町関ヶ原	次の図のとおり	土石流
今須寺ノ上	不破郡関ヶ原町今須	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県大垣土木事務所及び関ヶ原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により岐阜都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和三年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

岐阜市

二 都市計画事業の種類及び名称

岐阜都市計画下水道事業 岐阜市公共下水道
 事業施行期間 昭和五十九年三月二十七日から
 令和八年三月三十一日まで
 四 事業地 事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により美濃加茂都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和三年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称 美濃加茂市

二 都市計画事業の種類及び名称 美濃加茂都市計画下水道事業

三 事業施行期間 平成九年十二月五日から
 令和七年三月三十一日まで

四 事業地 事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により下呂都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和三年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
下呂市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
下呂都市計画下水道事業 下呂市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和六十二年十二月十五日から
令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により岐阜都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和三年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
岐南町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
岐阜都市計画下水道事業 岐南町公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和五十三年十一月二十一日から
令和八年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により御嵩都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条

第一項の規定により次のとおり告示する。
令和三年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
御嵩町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
御嵩都市計画下水道事業 御嵩町公共下水道
- 三 事業施行期間
平成二年十二月十八日から
令和八年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百三十二号

岐阜県土木関係手数料徴収条例別表第一十八の三の表一の項第一号及び二の項第一号に規定する方法に関する告示（平成二十八年岐阜県告示第二百十八号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から適用する。

令和三年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 中「又は同法附則第六条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関」を削る。
- 二の次に次のように加える。
- 三 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書の写しを添付する方法

岐阜県告示第百三十三号

岐阜県土木関係手数料徴収条例別表第一十八の四の表二の項第一号及び三の項第一号の知事が定める方法に関する告示（平成二十九年岐阜県告示第百六十六号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から適用する。

令和三年三月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一中「又は法附則第六条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関」を削り、「第三十条第一項各号」を「第三十五条第一項各号」に改める。
- 二の次に次のように加える。
- 三 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書の写しを添付する方法

岐阜県告示第百三十四号

岐阜県土木関係手数料徴収条例別表第一十八の四の表四の項第一号の知事が定める方法に関する告示（平成二十九年岐阜県告示第百六十七号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から適用する。

令和三年三月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一中「第三十条第一項」を「第三十五条第一項」に改める。
- 二中「又は法附則第六条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関」を削る。
- 四の次に次のように加える。
- 五 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書の写し及び建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の検査済証の写しを添付する方法

公 示

土地改良区の設立認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、次の土地改良区の設立を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和三年三月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	施行に係る地区名	認可年月日
岐阜市下城田寺土地改良区	岐阜市下城田寺地区	令和 三・三・一五

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和三年三月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
岐阜市出屋敷土地改良区	令和 三・三・一五	理事	笠井和美	岐阜市出屋敷 三二〇番地
岐阜市出屋敷土地改良区	令和 三・三・一五	同	笠井伸治	岐阜市出屋敷 三五六番地
岐阜市出屋敷土地改良区	令和 三・三・一五	同	笠井博隆	岐阜市北野西 四六番地一
岐阜市出屋敷土地改良区	令和 三・三・一五	同	山口健一	岐阜市北野南 二八番地
岐阜市出屋敷土地改良区	令和 三・三・一五	同	近松義隆	岐阜市北野東 一七二番地
岐阜市出屋敷土地改良区	令和 三・三・一五	同	村瀬 猛	岐阜市山県北野 一三四一番地一

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
岐阜市出屋敷土地改良区	令和 二・四・五	理事	笠井和美	岐阜市出屋敷 三一〇番地
同		同	笠井俊宏	岐阜市出屋敷 三四〇番地一
同		同	笠井博隆	岐阜市北野西 四六番地一
同		同	林 真太郎	岐阜市北野南 一八五番地二
同		同	近松俊雄	岐阜市北野東 七九七番地
同		同	村瀬昇治	岐阜市山県北野 一三五一番地二
同		監事	笠井稔	岐阜市出屋敷 三二三番地
同		同	笠井勇人	岐阜市出屋敷 二五〇番地
同		同	笠井 稔	岐阜市出屋敷 二五〇番地

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和三年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	認可年月日
岐阜市次木用水土地改良区	令和 三・三・一五

令和三年三月二十三日発行

発行者 岐 阜 県 庁

岐阜市数田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社